

令和3年5月

特定健診対象者の皆様へ

特定健診受診券等の送付について

平素より、組合の事業運営についてましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本年度も特定健診対象者の皆様全員に受診券並びに質問票をお送りいたします。

昨年に引き続き、今もなお新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止に努める必要がある状況です。組合員の皆様の健康状態や新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、かかりつけ医や受診予定の医療機関と健診時期をご相談の上、受診くださいますようお願いいたします。

記

特定健康診査実施期間

- ・令和4年3月31日（令和3年度に75歳になる方は75歳の誕生日の前日）まで

特定健康診査の意義

- ・特定健康診査は、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病に着目した健診で、生活習慣病をいち早く見つけ予防することを目的としています。

検査前の食事の摂取、運動について

- ・アルコールの摂取や激しい運動は、特定健康診査の前日はお控え下さい。
- ・午前中に特定健康診査を実施する場合は、空腹時血糖、中性脂肪等の検査結果に影響を及ぼすため、特定健康診査前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないでください。
- ・午後に特定健康診査を実施する場合は、ヘモグロビンA1c 検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とともに、他の検査結果への影響を軽減するため、特定健康診査まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいです。
- ・やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビン A1c を測定しない場合には、食後3.5時間以降に採血を行うこととなります。

健康家庭表彰の条件として

- ・被保険者証を使用しなかったことと併せ、特定健診対象者にあっては特定健康診査を受診していただくこととなっておりますので、ご留意ください。

(裏面もご覧ください)

特定健診受診の流れ

① 対象者は組合が契約する健診機関に、組合の被保険者であることを告げて特定健診の受診予約をして下さい。

② 対象者は事前に質問票を記入し、被保険者証、受診券、質問票を持って受診して下さい。
(それまで受診券、質問票は大切に保管してください。)

特定健診の費用は、組合が全額負担しますので、受診者の窓口負担はありません。

③ 対象者は健診機関から特定健診の結果通知をお受け取り下さい。

受診できる健診機関

- ・北海道医師会の医療機関、その他に JA 北海道厚生連、北海道労働保健管理協会、北海道対がん協会等との契約医療機関となります。
- ・当組合ホームページ (<http://douyakukokuho.jp/>) にも一覧表を掲載しております。
健診機関のリストを希望される場合はお手数ですが、組合までご連絡下さいますようお願いいたします。

特定保健指導について

- ・特定保健指導の対象者は、特定健診の結果によって決定されます。
- ・特定保健指導の対象となった方には、別途、組合から通知いたします。

ご不明な点等ございましたら、ご遠慮なく組合までお問い合わせ下さい。

北海道薬剤師国民健康保険組合

TEL 011-812-1161